

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

和暦○年○月○日

熊本県知事
殿
水上村長

申請者 氏名 水上 桜子

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所 熊本県球磨郡水上村岩野123番地12									
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	耕作者の氏 名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
	球磨郡水上村大字岩野字上幸野	123番地13	登記簿	現 況	300㎡	水上桜子	その他の区域			
			田	休耕地						
	計 300㎡(田 300㎡、畑 ㎡)									
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細 申請地は勤務地に近く、夜間休日の緊急対応が可能であるため、この土地を選出した。							
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から 永久 年間								
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年月日から年月日まで)				第2期		合 計	
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積
土地造成						300㎡				300㎡
建築物			1	99.50㎡					99.50㎡	
小 計			1	99.50㎡	300㎡				99.50㎡	
工作物										
	小 計									
	計		1	99.50㎡	300㎡			99.50㎡	300㎡	
4 資金調達についての計画	土地代金 100,000円 造成工事 3,007,032円 建築費用 24,800,050円 資金調達 住宅ローン(別紙のとおり)									
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	転用することによって特に近隣農地へ被害を及ぼすことはない。 排水については、生活排水は下水へ接続し、雨水は敷地を道路より高くし道路側溝へ流し、廃土を敷き固めた上で使用するため、自然浸透により対処できる。									
6 その他参考となるべき事項	もし、問題が生じた時は、その都度協議し解決する。									

(記載要領)

- 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。